


所管部課	市民部 産業振興課	部長	村上 敏 彰																
件 名	東大和市森林整備計画について																		
		区分	1 審議事項	○	2 報告事項														
関係事項	条例規則	森林法第5条及び第10条の5																	
	部課機関																		
1. 要 旨																			
<p>本年度は、東京都の地域森林計画、及び当市の森林整備計画の5年ごとの策定の年にあたる。東京都は、森林法第5条第1項の規定に基づき、令和3年4月1日を始期とし、10年を一期とする地域森林計画を策定した。本件は、森林法第10条の5第1項の規定に基づき、この地域森林計画の内容を踏まえて、東大和市森林整備計画の策定を行うものである。</p> <p>(1) 主な内容          計画の内容については、伐採・造林・保育・森林の整備に関する事項、森林の保護に関する事項、森林の保健機能の増進に関する事項、その他森林の整備のために必要な事項を定めている。</p> <p>東大和市森林整備計画対象地域          東京都水道局用地（多摩湖）全域及び芋窪、蔵敷、奈良橋の一部</p> <p>(2) 計画期間          令和3年4月1日から令和13年3月31日まで</p> <p>(3) 影響及び効果          森林整備計画を策定することにより、東大和市においても自然環境に配慮した森林の保全・整備を実施していくことができる。</p>																			
2. 経 過（現時点に至るまでの経過）																			
<table border="0"> <tr> <td>令和2年</td> <td>12月</td> <td>28日</td> <td>多摩地域森林計画の公表</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">令和3年</td> <td>1月</td> <td>22日</td> <td>東大和市森林整備計画（案）の学識経験者への意見聴取</td> </tr> <tr> <td>2月</td> <td>1日</td> <td>学識経験者より、「特段意見無し」との回答を受ける</td> </tr> <tr> <td>2月</td> <td>10日</td> <td>東大和市森林整備計画（案）の縦覧 （令和3年2月10日から令和3年3月12日まで）</td> </tr> </table>						令和2年	12月	28日	多摩地域森林計画の公表	令和3年	1月	22日	東大和市森林整備計画（案）の学識経験者への意見聴取	2月	1日	学識経験者より、「特段意見無し」との回答を受ける	2月	10日	東大和市森林整備計画（案）の縦覧 （令和3年2月10日から令和3年3月12日まで）
令和2年	12月	28日	多摩地域森林計画の公表																
令和3年	1月	22日	東大和市森林整備計画（案）の学識経験者への意見聴取																
	2月	1日	学識経験者より、「特段意見無し」との回答を受ける																
	2月	10日	東大和市森林整備計画（案）の縦覧 （令和3年2月10日から令和3年3月12日まで）																
3. 留意事項（問題点等）																			
4. 主管部処理案（検討結果等）																			
縦覧期間終了後、東京都との協議を経て、計画を策定し、公表を行いたい。																			
5. 審議結果																			

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。